

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年3月27日（令和6年（行情）諮問第335号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（行情）答申第428号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月7日付け防官文第17494号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

ア 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

イ 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）（別紙略）は、「行政文書を文書又は図面と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目）と定めている。

ウ ア及びイの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

エ そこで、本件開示決定通知書で特定された P D F ファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成 2 2 年度（行情）答申第 5 3 8 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 2 4 年 4 月 4 日付け防官文第 4 6 3 9 号）についても特定を求める。

平成 2 4 年 4 月 4 日付け防官文第 4 6 3 9 号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『艦船と安全』 2 0 1 7 年 5 ～ 6 月号。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「艦船と安全 2 0 1 7 年 5 月号（1 枚目ないし 5 枚目）」及び「艦船と安全 2 0 1 7 年 6 月号（1 枚目ないし 5 枚目）」（以下「先行開示文書」という。）並びに別紙に掲げる 2 文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 2 9 年 8 月 3 0 日付け防官文第 1 2 8 7 5 号により、先行開示文書について、法 5 条 1 号に該当する部分を不開示とする一部開

示決定処分を行った後、同年１２月７日付け防官文第１７４９４号により、本件対象文書について、法５条１号、３号及び６号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年２か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２ 法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、３号及び６号に該当する部分を不開示とした。

３ 審査請求人の主張について

- （１）審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、ＰＤＦファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- （２）審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法２条２項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- （３）審査請求人は、「特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- （４）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、３号及び６号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- （５）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月11日 審議
- ④ 令和7年10月6日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員及び民間人の顔写真である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号2に掲げる不開示部分には、「艦船と安全」に寄稿した隊員家族の氏名、家族の情報等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、家族の情報等は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号3に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の年齢、経歴、入隊時期、期別、勤続年数等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表の番号4に掲げる不開示部分には、小文を寄稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢が記載されていると認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーに寄稿した小文の内容等に鑑みれば、職務遂行に係る情報とはいえないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名、所属及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号5に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の艦船の運用態勢に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の艦船の運用能力及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号6に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の通信に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の通信運用能力及び通信態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号7に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の艦船の装備品等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、艦船の性能及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表の番号8に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の組織及び編成に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 別表の番号9に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の潜水訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、潜水能力及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号該当性について

別表の番号10に掲げる不開示部分には、防衛省の公表されていない

メールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年2か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

(本件対象文書)

文書1 艦船と安全 2017年5月号(1枚目ないし5枚目を除く。)

文書2 艦船と安全 2017年6月号(1枚目ないし5枚目を除く。)

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	4 頁、9 頁、11 頁、14 頁、16 頁、18 頁、20 頁、23 頁、26 頁、28 頁、31 頁、37 頁、39 頁、41 頁、44 頁、46 頁、49 頁、51 頁、55 頁、57 頁、59 頁、71 頁ないし 75 頁のそれぞれ写真の顔部分	顔写真、所属及び氏名等に係る個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	8 頁、10 頁、12 頁ないし 14 頁、17 頁、19 頁、21 頁、23 頁、26 頁、28 頁、30 頁、32 頁、34 頁、36 頁ないし 38 頁、40 頁、41 頁、52 頁、54 頁、59 頁、61 頁、65 頁、67 頁ないし 71 頁、73 頁、74 頁、76 頁ないし 79 頁のそれぞれ写真の顔部分	
2	文書 2	70 頁の一部（写真の顔部分を除く。）	顔写真、所属及び氏名等に係る個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3	文書 1	11 頁、44 頁、49 頁、51 頁、56 頁及び 57 頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	顔写真、所属及び氏名等に係る個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	8 頁、10 頁及び 12 頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
		13 頁の本文左欄の 5 行目及び 7 行目のそれぞれ一部	

		1 4 頁、1 7 頁及び1 9 頁の一部（写真の顔部分を除く。） 2 1 頁の「はじめに」の一部 2 2 頁の本文左欄の1 2 行目及び1 3 行目並びに本文右欄1 2 行目のそれぞれ一部 2 3 頁、3 0 頁、3 2 頁、3 7 頁、5 2 頁、5 4 頁及び7 1 頁ないし7 5 頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4	文書1	7 6 頁ないし8 0 頁のそれぞれ一部	顔写真、所属及び氏名等に係る個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	7 6 頁ないし8 0 頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
5	文書1	2 6 頁、3 3 頁、7 2 頁及び7 3 頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	海上自衛隊の艦船の運用態勢に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の艦船の運用能力及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

6	文書 1	32頁、60頁のそれぞれ一部	海上自衛隊の通信に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の通信運用能力及び通信態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書 1	27頁、34頁及び42頁のそれぞれ一部	海上自衛隊の艦船の装備品及び搭載燃料等に関する情報であり、これを公にすることにより、艦船の性能及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8	文書 2	13頁の本文左欄の23行目の一部	海上自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		28頁の一部（写真の顔部分を除く。）	

9	文 書 2	2 1 頁の「1 潜水訓練中の不測事態」の一部	海上自衛隊の潜水訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、潜水能力及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		2 2 頁の本文左欄の1行目の一部	
10	文 書 1	巻末のメールアドレス	防衛省のネットワークで使用されているアドレスであり、これを公にすることにより、部外者により虚偽又は大量の情報を送信され、その結果、情報の信頼性を喪失する等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。
	文 書 2	巻末のメールアドレス	

※当審査会事務局において整理した。